

教育振興基本計画の策定に向けた意見提出について

平成 19 年 12 月 3 日
全国公立短期大学協会

1 「大学」に「短期大学」を含めること。

教育基本法第 7 条の「大学」では、短大も含むと解されているが、社会一般には「大学」と「短期大学」は別と考えられているおそれがある。

別添 2 の 9 頁から 11 頁中、「大学等」と「大学」のタームは頻出しているが、「短期大学」と「短期大学士課程」のタームはひとつも出てこない。「等」が何をさすのか明記されていないが、国公立あわせて 400 校以上ある短期大学は、実際に我が国の高等教育の一翼を担っているわけであるから、「大学」の表記を「大学・短期大学」又は「大学（短期大学を含む。）」に改めていただきたい。さもないと我が国の高等教育機関としての短期大学が存在しないかのような印象を社会に与えるおそれがある。

該当箇所 別添 1 の 5 頁下から 3 行目及び 2 行目、

別添 2 の 3 頁上から 5 行目及び 14 行目、4 頁上から 11 行目、
9 頁から 12 頁 30 箇所、14 頁下から 3 行目

2 地方公共団体の基本計画の速やかな対応を促進させること。

公立大学・短期大学にとっては、地方公共団体においても今後 5 年間に政府の教育振興基本計画と並行して速やかに目指すべき目標と具体的な取組を示すよう促進させる必要がある。

該当箇所：別添 2 の 3 頁 根拠：教育基本法第 17 条第 2 項、中教審答申

3 その他の個別要望等

別添 2 の 1 頁「放課後や週末の子供たちの体験・交流の場づくり」では、音楽や図画・工作あるいは児童劇、舞踏のような芸術体験活動の場づくり、それに応じる指導者養成の取組をも取り入れるべきである。

別添 2 の 5 頁 13 行目「(2) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」では、「感性教育の充実」を謳うべきだと考える。道徳的な善悪の判断は、根底では美醜の判断に基づいており、いじめのような行為を「きたない」「みっともない」と判断できないのは、感性が欠如し豊かな感情を持ち合わせていないからである。

別添 2 の 1 頁（社会全体で教育の向上に取り組む）の各項目には、学校・家庭・地域住民のほか地方公共団体の支援は欠かせないものと思う。

人材養成の立場から、幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園の職場環境を改善するよう社会全体で支援しなければ優秀な教員も集まらない。また、幼児教育の基本計画として幼稚園における学校評価や特別支援教育の在り方を見直す必要がある。

以上